

# 滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和6年10月7日（月）午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●● 外1件

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●● 外6件

議案第21号 農用地利用集積計画の策定について  
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・視察研修について

4. 委員の出欠

（出席農業委員・8名）

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、  
新村 剛、杉本 久美子

（出席推進委員・8名）

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、  
開田 豊一、伊藤 久義

（欠席委員・0名）

5. 事務局（3名）

北野事務局長 大竹係長 村田主査

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長

それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。  
議事録署名委員に、中屋 作之委員、石原 忠則委員を指名します。  
これより議案審議に入ります。

会 長

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事務局

（議案第19号1番について朗読及び説明）

申請地は、●●●●、田です。

申請地は、●●●●に面する農地です。

申請地は、これまで譲渡人が水稻を作付していましたが、高齢になってきており、管理が困難になってきたことから、●●●●である譲受人に今後の水稻の耕作と農地管理をお願いすることとし、譲渡するものです。

会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員

現在も水稻を耕作しておられ、それをそのまま次の人に引き継がれていいくということなので、何ら問題はないと思います。

推進委員

私も同様に全く問題ないと思います。

会 長

この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は許可することといたします。

会 長

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

（議案第19号2番について朗読及び説明）

申請地は、●●●● 外11筆 田です。

申請地は、●●●●に面する農地です。

申請地は、譲渡人が高齢で充分な管理ができないことから、2年前より●●●●が水稻を作付していました。この度譲受人が●●●●から農業経営を継承したことから、かねてより売却希望だった農地を譲り受けるものです。譲受人は●●●●を中心に約31町ほど水稻を作付けしており、地域の農業経営の中心の1人となっています。

会 長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員	先週、●●●●推進委員と譲渡人宅を訪問しました。譲渡人は先ほどの説明にもあったように、高齢で、また、後継者もいないということで●●●●の譲受人に水田及び作業小屋を売却されることになっております。譲受人は、●●●●の農地の引受人となっておられ、約30町ほどの大規模な経営をされており、そういう実績があるので、この案件については問題ないと思われます。	会 長	この件に関して、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
推進委員	私も問題ないと考えます。	事 務 局	(議案第20号2番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、周囲に居住する方の生活上必要不可欠な施設に該当し、1種農地の集落接続として例外的に許可できるものと考えられます。 転用理由は、一般住宅敷地です。
会 長	この件に関して、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は許可することといたします。	会 長	申請者は、●●●●で●●●●に居住しています。この度、●●●●を機に住居を構えたいということになりましたが、貯えが少なく、大きな借金を背負うことにも不安があるということから、現住居を●●●●に譲り、申請者は長らく住み慣れた●●●●で新たな住居を構えることとしました。現住居周囲には宅地含め適地が無かつたことから、●●●●の中心地である公民館を中心に適地を探していたところ、申請地の農地を分筆して譲り受けることができたことから関係者の同意を得、申請されたものです。
会 長	続きまして、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。	会 長	隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
事 務 局	(議案第20号1番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第1種住居地域）の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、駐車場用地です。 申請地は●●●●の農地で、申請者の居宅に隣接しています。申請者は現在家族で4台車を所有していますが、うち2台を玄関アプローチに駐車しており不便を来たしています。また、●●●●が●●●●で同居する●●●●の1台、●●●●が●●●●を機に取得する1台、来客用1台の計5台の駐車場が必要となり、関係者の同意を得、自宅に隣接する農地に駐車場を整備することとし、今回申請されたものです。	会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
	隣接地との境界には既存コンクリート擁壁があり、土砂の流出の恐れはありません。雨水は、前面道路既存側溝へ放流します。	委 員	何の問題もありません。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	推進委員	私も問題はありません。
委 員	28日に現地確認してきました。今ほど説明のあった通り住宅地にあり、何の問題もありません。	会 長	この件に関して、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
推進委員	私も問題ないと思います。田んぼとなっていますが、実際は草が生えていて何もされていない状態だったので、駐車場として使うのが妥当だと思います。	事 務 局	(議案第20号3番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。 申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存地である譲受人の工場等敷地面積の2分の1を超えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。 転用理由は、駐車場敷地です。

申請者は●●●●に●●●●を有し、●●●●を主な業務として●●●●に●●●●を構えています。今年になり、業績が好調なことから既存敷地内に●●●●を増設され、昨年5月に、●●●●増設に伴い既存地内に駐車していた社用車13台と従業員自家用車18台分の駐車スペースが必要になり農地転用許可を受けています。その後、●●●●を●●●●とし、新たに10名程度の雇用を予定しており、さらに新たな駐車場が必要になったこと、また、大型トラックが申請地北側に隣接する●●●●から●●●●に乗り入れており、地元町内会から危険であるとの要望も寄せられていることから、●●●●を一切通らないようトラックの搬入路及び回転広場の機能も持たせたいことから適地を探していたところ、今回申請地が既存敷地と●●●●の両方に隣接しており適地であることから、駐車場敷地を整備するものです。

申請地は全面アスファルト仕上げとし、隣接地へ土砂の流出を防止します。雨水は、申請地内に新設する側溝を介し、隣接道路側溝へ放流します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 今説明があったように、●●●●の方は1～2年前に●●●●に(土地を)売っておられるのですが、一部残っていた部分があったのと、●●●●の方は、2年前まで耕作しておられましたが、ここ1～2年は保全管理田となっていたので何ら問題ないと思います。

推進委員 私も問題ないと思います。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

事務局 (議案第20号4番について朗読及び説明)

申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、既存地である譲受人の工業プラント敷地面積の2分の1を超えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。

転用理由は、資材置場です。

申請者は●●●●に●●●●を有し、●●●●を主な業務として●●●●に事務所及び資材置場等を構えています。この度、申請地に隣接する既存資材置場等事業用地に、●●●●及び●●●●が間もなく完成し、この

ことから、既存地内にあった資材置場等の用地が無くなり、他に保有している用地も手いっぱいで敷地が不足していることから適地を探していたところ、今回申請地が既存敷地に隣接しており適地であることから、資材置場を整備するものです。

隣接農地の境界には畦畔を造成し土砂の流出を防止します。雨水は、申請地内に新設する側溝を経てオリフィスを介し、県道側隣接側溝へ放流します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 ●●●●に隣接する農地で、田んぼとなっていますが保全管理田になっています。ですので問題ないと思います。

推進委員 私も特に問題ないと思います。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は県へ進達することといたします。

事務局 (議案第20号5番について朗読及び説明)

申請地は、●●●●に面する農地です。

申請地は、用途地域内(近隣商業地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、住宅敷地です。

申請者は、●●●●で、現在●●●●で同居しています。この度●●●●を機に、●●●●が●●●●は●●●●で●●●●からの●●●●は時間がかかるため、●●●●の滑川市内で適地を探していたところ、申請地が主要道路や商業施設、診療所等に近く、生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、住宅敷地として整備することとして今回申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、前面既存道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

なお、本年7月に●●●●で本案件について転用申請がされていましたが、資金繰りが難航し、今回申請者である●●●●がローンを組み、いずれ●●●●に引き継ぐということになったことから、一旦申請を取り下げ、今回再度申請されたものです。

会長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	市の中心にあり、周囲には教育機関、商業施設、幹線道路等が整備されており、周囲の他の分譲地の売れ行きも好調なことから、今後も転入者の増加が見込まれ、7区画の分譲地として整備する予定です。
委員	今説明があった通り、以前に1度問題ないと言ったところなので、何ら問題ないと思います。	隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。
推進委員	私も同様の意見です。問題ないと思います。	この件につきまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。
会長	この件に関して、ご意見ご質問ありませんでしょうか。	この農地の譲渡人の●●●●は数年前に●●●●、●●●●でおられまして、農業機械もその時に処分されておられます。他の方に耕作してもらっていましたが、田の面積が小さいことから、耕作してもらっていた方からこれ以上はできないと言われたということで、何とかならないかと●●●●から私が相談を受けており、探しておりました。地図をご覧になってわかる通り、ここは区画整理地域内であり、転用には問題ないと思います。
推進委員	この案件は7月に1度農業委員会として問題ないとしていますよね。それなのにまた出さなければならないのですか。取り下げられたということですが、取り下げる必要があるのですか。	この周辺は住宅地となっており、農作業を行える環境にはないので、(転用について) 承認いたします。
事務局	転用許可書に記載されている名前が●●●●だと、今後登記の際に問題があるということで、今回、申請者を●●●●の名前で出し直してほしいということで申請がありました。	この件に関して、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり)
推進委員	7月で終わったということではないですか。	それでは、この案件は県へ進達することといたします。
事務局	一旦取り下げるという形になりました。	では、事務局より次の説明をお願いします。
会長	他にご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり)	事務局 (議案第20号7番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●、●●●●に面する農地です。
職務代理	それでは、この案件は県へ進達することといたします。	申請地は、用途地域内(第2種中高層住居専用地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
事務局	(議案第20号6番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内(第2種中高層住居専用地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、分譲住宅敷地です。	転用理由は、分譲住宅敷地です。 申請者は6番と同一で、申請理由も同一で、6番の案件と●●●●を挟んで隣接する農地です。こちらも同じく7区画の分譲地として整備する予定です。
	申請者は●●●●で●●●●を営んでおり、分譲住宅敷地の販売を計画し、用地を探していたところ、現在国営早月土地改良事業が完了し、農振除外が8年間できない期間にあり、分譲できる土地が限られる中、申請地が用途地域内にあり、適地であると判断し申請されたものです。申請地は	隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。
		この件につきまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員	この案件につきましては、先の案件と条件は同じであります。農地の有効活用ということで、転用には問題ないと思います。	職務代理	この件につきまして、地区担当委員の補足説明をお願いします。
推進委員	私も異論ございません。	委 員	この用地につきましても周りは宅地化しており、この中で農業をしていくのも非効率であり、農地の有効活用ということで、転用には問題ないと思います。
職務代理	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。	推進委員	こちらは長い間空き地になっておりまして、見てのとおり周りは住宅地となっておりますので、私も（転用について）承認いたします。
推進委員	この（6番と7番の）案件は●●●●を挟んでいるから別々に申請されたのですか。	職務代理	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり)
事務局	そういう意味合いもありますが、市の都市計画課の方から、市で要綱を持っている開発指導要綱の指導の中で、別件として出してくださいという話があったということもあります。	会 長	それでは、この案件は県へ進達することといたします。
推進委員	●●●●が●●●●ではなく●●●●だった場合はどうなるのですか。	会 長	では、進行を会長へお返しします。
事務局	その時のケースによると思います。開発指導側でどういう指導になるか、1本になるか2本になるか分かれてくると思います。	事務局	続きまして、議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。
職務代理	その他、ご意見ご質問はありませんか。 (各委員から「異議なし」の発言あり)	事務局	6ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
	それでは、この案件は県へ進達することといたします。	会 長	農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第5条第1項の規定に基づき、改正前の同法18条第1項の規定により、7ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
職務代理	では、事務局より次の説明をお願いします。	会 長	8ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手11件、借り手1件で、面積合計は21,980m <sup>2</sup> で、全て新規になります。詳細は9ページに記載のとおりで、借り手は全て●●●●です。
事務局	(議案第20号8番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。	会 長	この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり)
	申請地は、用途地域内（第1種住居地域）の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。	会 長	ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。
	転用理由は、分譲住宅敷地です。	その他	
	申請者は6番・7番と同一で、申請理由も同一で、こちらは小中高の教育機関に近く、商業施設や幹線道路にも近く、周囲は宅地化しており分譲地として適地であると判断され、申請したものです。こちらは5区画の分譲地として整備する予定です。なお、3か所同時に造成工事を行うことでの工事費用を低く抑え、その分、分譲価格にも配慮されるものです。	・農地利用の最適化の推進の状況について	
	隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝及び隣接河川に放流し、汚水は公共下水道に接続します。	・農業者年金の加入促進について	
		・農業新聞の購読促進について	
		・視察研修について	
		会 長	これで、審議は終了しました。

午後3時45分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員